

文書館整備検討委員会 第6回会議 議事録

日 時：平成24年11月1日（木）

午後2時～4時

会 場：新潟市役所白山浦庁舎 5-401 会議室

委 員 本間恂一（委員長）、伊藤善允、小野民裕
杉本道秋、金森敦子

幹 事 総務部総務課長 木村隆行
総務部IT推進課長 木山 浩
教育委員会中央図書館サービス課長 山下洋子

事務局 文化観光・スポーツ部長 木村勇一
同部 歴史文化課長 倉地一則
同部 歴史文化課歴史資料整備室 拝野室長
同部 同課 同室 長谷川主査
同部 同課 同室 福田主査
同部 同課 同室 鈴木主査

議 事

1. 開 会

（司会／事務局・鈴木）

…皆様、お揃いでございますので、文書館整備検討委員会第6回会議を開会いたします。

本日の司会を務めます、新潟市文化観光・スポーツ部歴史文化課の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

会議に入ります前に、本日の資料を確認させていただきます。お手元には、本日、机上に配らせていただきました、文書館整備検討委員会第6回会議というA4判表裏のものと、会場配置図というものがございます。そのほかに、事前にお送りいたしました、検討資料A4判ホチキス留めのものと、別紙資料A4判がございます。お持ちでない方がいらっしゃいましたら、事務局にお声がけください。

本日の会議は、公開とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。併せて、会議録作成のために録音させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日、下井康史委員と幹事の田村敏郎江南区役所副区長が所用のため欠席となっております。

それでは、議事に先立ちまして、事務局を代表して、文化観光・スポーツ部長の木村がごあいさつ申し上げます。

（文化観光・スポーツ部／木村部長）

ごめんください。本日は、お忙しいところ、またこのような悪天候の中、会議にご出席くださいまして、誠にありがとうございます。委員の皆様におかれましては、日ごろより本市の歴史文化行政に

多大なご理解とご協力をたまり、厚くお礼申し上げます。

さて、公文書等の管理に関する法律が施行されまして、各地の自治体で条例の制定や、また公文書館の設置に関する動きが活発になっているようです。最新情報では、秋田市が公文書管理条例の制定を進めておられまして、先日、パブリックコメントの募集を行っておりました。また、今月の18日には、福岡県で県と県内の政令市を除く58市町村で共同運営する「福岡共同公文書館」が開館する予定と聞いております。本市も、こうした動きに続いて、さらに歩みを進めていきたいと思っております。

前回の検討委員会では、基本計画策定の趣旨と基本理念についてさまざまな角度から皆様からご検討いただきました。今回は、まず前回いただいた意見に基づいて、修正した部分についてご確認、ご検討いただき、その後、新たに文書館の施設と運営について素案をまとめましたので、ご意見を頂戴したいと考えております。

本日は、限られた時間ではございますが、よりよい文書館整備に向けて活発なご議論をよろしくお願ひ申し上げます。

2. 文書館整備基本計画（案）について

（司会／事務局・鈴木）

それでは、早速、議事に移りたいと存じます。以降の進行は本間委員長お願いいたします。

（本間委員長）

本間です。それでは、今日は午後4時までの約2時間ということでございますので、忌憚のないご意見を頂戴したいと思います。

それでは、議事の要旨にしたがいまして、文書館整備基本計画（案）については、今お話になりましたように第5回会議で原案が出されまして、委員の先生方からさまざまなご意見をいただいたわけですが、それに基づきまして、事務局からいろいろご検討いただいて、今日、修正案が出されました。

それでは、まず、第1議題といたしまして、事務局から修正の内容、その意図を中心にして、ご説明いただきたいと思います。では、よろしくお願ひします。

（事務局／拝野室長）

歴史資料整備室の拝野でございます。まず議事に先立ちまして、私のほうから、今回ご提案申し上げた整備基本計画の概要について、若干ご説明させていただきます。

今、木村部長、本間委員長からもご紹介がありましたけれども、第4回、第5回とご検討いただきました、「基本計画策定の趣旨」と「基本理念」。このほかに、今回、新たに「文書館の施設と運営」及び基本計画の結びの部分にあたる「文書館整備の推進にあたって」をつけ加えさせていただきました。これをもちまして、今年度中に策定しようとする基本計画の全貌を、初めて委員の皆様方にご覧いただくこととなりました。

基本計画の構成と内容ですが、まず前段部分の基本計画策定の趣旨及び基本理念にかかる部分では、新潟市の文書公開に関するこれまでの取組を記載し、なぜ文書館が必要とされるのかを述べています。また、文書館が果たすべき三つの役割。その三つの役割を果たすための四つの機能について述べております。この三つの役割と四つの機能をもって、新潟市独自の文書館像というものを描き出しています。

続きまして、今回、初めてご検討いただく後段部分ですが、三つの役割を果たすための四つの機能

を提供するのに必要とされる 18 種の施設（設備）について、今回提示させていただきました。また、館を運営するための職員体制、類似機関との役割分担などについても触れています。そして、最後の部分ですけれども、まだ具体的な建設候補施設は決まっていないのですが、今後、どのようにして文書館の整備に取り組んでいくのか述べた決意表明といえますか、そういう部分からなっています。

それでは、まず前段の部分、修正部分について担当長谷川より説明させていただきます。

文書館整備基本計画（案）の修正について

（事務局／長谷川）

それでは、「文書館整備計画（案）の修正について」ということで、ご説明申し上げます。事前にお配りした資料をご覧いただきたいと思います。この中の 1 ページ目から 6 ページ目までが前回までのものです。今回は前回使いました図表等の中に組み込んだ形で資料を作成しています。文書を見ていただきますと、**斜体で太字**になっている部分があります。これが、前回の会議のご指摘を受けて、修正した部分です。時間の関係もございますので、頭のほうからご指摘いただいた事項に即した形で説明いたします。そのうえで、全体として意見等をいただければと思います。

まず、全体構成にかかわる（修正の）話からさせていただきます。この計画（案）の全体の構成の話については、下井委員より全体の構成を「1 基本計画策定の趣旨、2 基本計画の位置づけ、3 新潟市文書館の基本理念」、に変えたほうがよいというご指摘がありました。会議の中でもそのほうがよいというお話でしたので、全体の構成をそのように変えました。

それから、伊藤委員から「史料」と「資料」という用語の統一をするようにということでしたので改めました。これに関しては、全体としては「歴史資料」という言葉で統一し、さらに必要に応じて、地域の歴史資料を説明する際に「古文書等」という言葉を附記しました。なお、1 点資料の修正がございます。6 ページの（エ）のところを直し忘れておまして、「史料」になっていますが、これは「歴史資料」と直して下さい。

それでは、個別のほうにまいります。1 ページ目の下の方ですが、小野委員、伊藤委員から策定の経緯の中に新潟市における文書保存や編さんの歴史を盛り込んだほうがよい。それを適切な形で盛り込むようにというお話がありましたので、以下の様にこのように変えました。

一方、本市では「新潟」という地域を明らかにするために、歴史編さんや地域資料の保存・活用を行い、情報を発信してきました。例えば、江戸時代からの公文書である「新潟町会所文書」「沼垂町役所文書」の保存、合併町村の地域の歴史を記録した「新潟市合併町村の歴史」（昭和 44 から 61 年）、そして「新潟市史」（昭和 61 から平成 10 年）など、新潟市は常に新潟市民の歴史資料を守り伝え、市民のための歴史編さんを積み重ねてきた蓄積があります。

という一文を加えました。

2 ページ目真ん中あたりに、斜体文字の部分があります。この部分に関しては、下井委員より、この基本計画策定の経緯の中の一文が公文書管理条例を制定できると自治基本条例のビジョンを具現化できるというように読めると。これは間に文脈を補う文書が必要で、日本語としておかしいというご指摘がございました。さらに、その中にかかわる一文のところで、「高度な欲求」という言葉がありますが、これも下井委員・伊藤委員からこれは適切かどうかという指摘がありました。そこで、以下、基本条例のビジョン、自治基本条例のビジョンを具現化するための歴史文化の役割を解説することと、それから公文書管理法に基づく形での文書館の必要性というものを説明する文書に変えたのが、当該の部分です。読ませさせていただきます。

「新潟市自治基本条例」にも、先人から受け継いだ自主と自立の精神風土をいかし、その土台の上で、地

域の歴史と文化を生かした個性的な、真に自立度の高いまちづくりを進めることが明記されています。本市は個性豊かで持続可能な地域社会を実現するため、地域資源を最大限に活用して、地域の独自性や自立性を尊重した「かつてないまち」をつくることを目指しています。

こうしたビジョンを具現化し、市民が「新潟」に大きな誇りを持てるようにするためには、「新潟」の歴史や風土・文化を理解することが大切です。そのために市は、市民の「新潟をより深く知りたい」という要請に応えるサービスを提供する必要があります。

一方本市においては、「公文書管理条例」制定の検討・調査を進めており、市民共有の資源である「公文書」を市民・行政機関が公平に利用し、現在及び将来の市民に説明する責任を果たす場が必要となります。と書き足しています。

それから、2ページ目後方の「新潟市文書館の基本理念」の部分ですけれども、この前の文書では、文書館の必要性の主体はだれか、あるいは公文書の社会的役割の部分の書き方があまりよくないという伊藤委員からのご指摘がありました。そこで、

市では意思の決定や伝達の手続き、記録を残す手段として様々な公文書が、日々作成・蓄積されています。これらの公文書は、市が何を自らの課題として解決を目指したかを示した行政活動の正確な記録です。この公文書が示す事業事務のプロセスは、新潟市の発展の歴史を刻むものです。

こうした公文書には、①市政について市民への説明責任を果たす、②市の職員が公務の証を残し、過去の事例の検証を通じて効率・効果的な行政運営に資する、③市民にとって自らの地域の営みを知り、市政を検証できる、という社会的な役割があります。

と書き換えさせていただきました。

3ページ目真ん中あたり、「文書館の基本目標」の部分ですが、前の文書では、「歴史公文書を適切に保存管理します」という部分が入っていましたが、これは不要ではないかと伊藤委員からご指摘がありました。これについては前の文章に入れ込む形で、「新潟市の歴史公文書を適切に保存・管理し、公開すること」で以下同文、という形に変えさせていただきました。

4ページ目、基本機能の「公文書も地域の歴史資料も平等に」という部分ですが、小野委員からは、平等という言葉には違和感があるということでした。平等利用の原則として考えており、意味は同じなのですが、誤解されると思われましたので、「公平に」という言葉に変えました。

それから、4ページ目、5ページ目、6ページ目の「文書館の基本機能」です。ア、イ、エに関しては斜体部分が多ございますけれども、これは前の5回目のときの資料よりもより詳しく解説いたしました。ア) からもう一回読ませていただきます。

文書館における資料保存の原則は、「保存なくして利用なし」です。これは、文書館資料は市民・地域の知的資源として保存し、公文書も地域の歴史資料も等しく利用に供していく前提として、「保存」の手立てを講ずるということです。そのためには、形態や媒体、種別を問わず、必要な情報をもつ資料を「保存」することが大切です。ここでは①行政資料、②古文書等地域の歴史資料、③写真や映像などのメディア資料で、文書館で保存する必要があると認められるものを扱います。

と変えました。併せまして、図のほうも変えております。

5ページ目イ) 調査研究活動の部分ですけれども、伊藤委員から「歴史資料を文書館の資源にする」ことに違和感を感じるというお話がありましたので、変えました。そこを含めて(新たに)つけ加えましたので、もう一回、読ませていただきます。

イ) 調査研究活動：新潟市の歴史情報のシンクタンクに。文書館の活動は、職員の専門性に裏付けられた歴史資料の調査研究がベースとなります。これを土台に歴史公文書分野と地域の歴史資料分野と歴史編さん分野の活動がバランス良く展開されることによって、地域・歴史・行政に関する様々な情報を市民に還元することができます。

ここでは、新潟市域の歴史研究を一層進めることと、歴史資料を文書館で後世に伝え・活用していくための保存管理の研究に加えて、現代的な課題として新潟市の市政史（自治体における政治・制度・政策史の解明）研究を、新たな研究対象とします。その成果は、将来の修史事業に備えるとともに、講座や刊行物などで市民に公表します。

ということです。

それから、6ページ目にまいりまして、「歴史編さんと情報発信」です。前は「歴史叙述」という言葉を使っていたけれども、これが分かりにくいというご指摘もありましたので、これを分かりやすい言葉に変えました。ウ)を読ませていただきます。

ウ) 歴史編さんと情報発信：歴史情報の新たな発信方法。戦前・戦後を通じての新潟市の歴史事業の柱は、「歴史編さん」です。歴史を何らかの形で表していくことは、市民の期待に応える一番基本的な作業であり、時代とともにその方法をモデルチェンジしていく必要があります。そこで、新たな歴史の記述の方法として、①身近な時代と新潟市政の歴史を対象とする公文書を活用した「現代史」の編さん、②メディア資料を活用したビジュアル版の新しい歴史記述と文書館「展示」、③調査研究活動の成果を積極的に発信する歴史講座の開催などを事業として遂行します。

それから、エ)に関しては、伊藤委員から信頼される調査研究力という言い方に違和感がある。力は落とす方がいいのではないか、ということがありましたので、それを踏まえて、以下のように修正しております。

エ) 歴史資料・歴史情報の公開・提供：充実した資料相談サービス。従来の歴史文化課内における文書館機能による歴史情報公開実績を基本に、市民共有の知的資源としての歴史資料の公開と活用を一層進めます。そのために資料検索のための目録の整備など、利用者が使いやすく便利な情報提供の方法を充実させます。

また、専門性に基づく調査研究の蓄積をベースに、さらに博物館・図書館等資料保存機関や情報公開窓口等との連携を進めながら、市民・行政組織の求める情報について丁寧で適切なレファレンスサービスを行い、市民の生涯学習・学校教育及び行政事務を支援します

という形に書き換えさせていただきました。修正の点に関しては、以上でございます。

(本間委員長)

先般、いろいろご意見を出していただいたものをもとに、事務局で長谷川さんを中心としていろいろ修正された案の説明がただいまありましたが、これについて、少しご検討いただきたいと思います。

それでは、事務局からご連絡ありましたように第5回会議のときに出された資料と、今ご説明ありました修正を対照しながら、ご意見を頂戴したいと思います。大きな骨組みといたしまして、新潟市文書館整備基本計画は、1が基本計画策定の趣旨、2がその計画の位置づけ、3が新潟市文書館の基本理念、とこの3本立ての骨格になっております。これは先般の会議でご意見として提案がありまして、事務局としてこれを参酌して3本立てにしたということです。委員の皆さん、いかがでしょうか。では、大きく3本立てで計画が策定されているという共通理解で審議いただきたいと思います。

そこでまず、最初の基本計画策定の趣旨につきまして、ご質問、ご意見を一緒にお話ししたいと思います。質問、あるいはご意見でけっこうですが。小野委員、いかがですか。何かありますか。

(小野委員)

「情報公開の推進云々」というのを、もう少し最後の方までにじませてほしいという気がします。前回も私が申し上げた情報公開というのは、現用、非現用双方を包摂した市民がもともと持っている利用請求権を保障するわけです。公文書であるということには現用、非現用変わらないわけで、情報公開といって市民が考えるのは、市役所の持っている公文書すべてに関する利用請求があるということです。市民に説明する責任を果たすということ以上に、市民にもともとある利用請求権が、公文書

を広く含めてあるということをもう少し強く出してもいいのではないかと思います。

3基本理念のほうで言えば、社会的な役割のみではなくて教育的役割、地域づくりを進めるにあたって、人材の育成だとか、住みやすく誇りの持てる地域づくりを自分たちで作るといふこのごろの新たな公共というイメージ、NGOだとか、NPOだとか、市民活動団体の持っている市民主体、地域主導という姿勢のあり方も含めて、もう少し市民を強調してもいいのではないかという気はします。

(本間委員長)

今のご意見では、2ページの段落の中で、「市民の新潟をより深く知りたいという要請に応えるサービスを提供する必要があります」というのは、市民が深く知りたいという要請に応えるというだけではなくて、本来、市民には知りたいことを知る権利（利用請求権）を持っているというような意味のご発言だと思います。それで長谷川さん、いかがですか。今のご意見は、作成された趣旨の中に、小野委員が言及された精神も内包しているというように思いますが、何かご意見ありますか。

(事務局／長谷川)

新潟市の文書館の目指す方向はどこかというところで言うと、今の段階ではあくまでも歴史公文書までが対象範囲であり、基本的には歴史資料をどのように市民に提供していくかということが、第一義的な目的になります。ですから、おっしゃりたいことは重々承知しているが、歴史文化課で造ろうとしている文書館の趣旨からすれば、歴史公文書までという考え方で、進めていきたいと思っております。

(本間委員長)

そうしますと、歴史公文書館を作るのだから、それは問題ないのですよね。小野委員がおっしゃるような、総務課等でやっている現用文書の開示も同じ機関でやるわけではないけれども、文書を公開するという基本原則は同じではないかという認識のうえで発言しているのですよね。

(事務局／長谷川)

そういうことも分かったうえで、こちらも検討はしております。しかし、(小野委員の趣旨は) 現段階の計画の段階では入ってこない要件であると。

(本間委員長)

新潟市が持っているもろもろの文書の公開原則というものは承知しているけれども、この文書のうへでは、そこまで言及するのはどうかということですか。

(事務局／長谷川)

少なくともまず、新潟市のそれぞれの組織の中で、それぞれの仕事をしているわけです。その仕事のあり方というものをまず尊重して、計画を立てるといふのが前提だと思います。現用文書に関しては、総務課の方でやっていますから、それを踏まえたいうへでの文書館計画ということになるわけです。

(小野委員の趣旨は) 考え方として、全く否定するものでもないし、検討していないわけではないですが、實際上、歴史文化課で造る文書館の方向性としては、そういう形にはならないということです。

(小野委員)

例え歴史文化課が担当であったとしても、市が出すわけですから、基本理念の真意の中に入れることは可能と。何の問題もないと思います。前段で言うとサービスがあって、一方が云々という文節になっていますけれども、3の(1)になるとアカウントビリティーが①と一番先頭になっている。そういうものもおかしいと思っているのです。歴史文化課でやっているから、抱えている資料以外のことは踏み出せないというようなニュアンスの言葉だと思いますけれども、総務課長さん、幹事としていかがですか。

(幹事／木村総務課長)

ここをどういう趣旨で書かれたのか、深くは分かりませんが、そういう説明責任とか、情報公開という理念、当然、自治基本条例まで理念を謳っていて、ここでサービスを提供する必要がありますと

というのは、求められて出すという請求権にこたえるという範疇ではなくて、もっと進んで、自ら公表していくのだと。いつでも見たいものは見られるようにというようにまで踏み込んでサービスを提供していくと。だから、請求権みたいな、求められて出すのではなくて、もっと進んで出すようなサービスを提供していきますという様に、好意的に見ています。

(事務局／長谷川)

ありがとうございます。

(金森委員)

私は小野さんのように深く考えなくても、ああ大丈夫だなという感じはしたのですけれども。一つお聞きしたいことがあるのですけれども、いいですか。

同じ2ページの5行目のところの「かつてないまち」とわざわざ括弧で括弧してあるのですが。

(事務局／長谷川)

自治基本条例の中に、そういう言葉が出てまいりますので、それを引用しました。

(金森委員)

何をイメージすればいいのでしょうか。文書館ができて、それでかつてないまち。今、全くイメージが分からないのです。

(杉本委員)

何か唐突に「かつてないまち」とどんと出して、これは何なのだろうという気になります。

(金森委員)

何となく、昨日、SFの映画見てびっくりで。そういったことを思い浮かべたり、歴史の上に立って、歴史を学んだ上で、「かつてないまち」を新しく構築するのか。「かつてないまち」といったら、歴史を学ぶということだけではなくて、都市計画とか、いろいろなことも含まれると思うので。別にこれは使っている言葉だからといって使わなくてもいいのではないのでしょうか。すごく唐突に感じますけれども。イメージが浮かばない。私だけでしょうか。

(杉本委員)

私もそう思います。「かつてないまち」を目指しますというこの言葉は何なのかと。

(事務局／長谷川)

多分、独自性ということではないですか。新潟らしさとか。

(金森委員)

地域の独自性や自立性を尊重したまちを作ることとか、そのようにすんなり言ったほうがいいのではないですか。イメージがすごくばらばらになってしまっ。

(事務局／長谷川)

強調しすぎたかもしれないですね。言葉として。

(小野委員)

基本条例の中の文言である以上、ここではいじれないと思っています。そのうえで、施行された自治基本条例の1回目の検討の議論の中で、より開かれた情報公開をという発言があったということを報道で承知していますけれども、総務課長さん、そうですね。そういう前提で話をしたわけですが、もう一つ幹事の総務課長さんに伺いますけれども、公文書管理条例は前段でも伺いましたが、今のところ進捗状況はどうなのですか。そういうことも踏み込んでいいのではないかと。

(幹事／木村総務課長)

公文書管理条例の前に、今、小野委員がおっしゃったように、自治基本条例の中に、かつてないまちという文言を使っていますので、この書き方を自治基本条例では「かつてないまち」を作ることを目指していますというようにすれば、この基本計画で目指すのではなくて、自治基本条例で目指しま

すという表現になるので、そのように書き方を変えれば済むのではないかと思いました。

(杉本委員)

どういう趣旨で作ったのでしょうか。「かつてないまち」の基本条例は。

(幹事／木村総務課長)

申し訳ない、自治基本条例は総務課に振られたのですけれども、総務課担当でなくて。

(小野委員)

分かりますよ。「かつてないまち」の) 法規文ですか、(それとも) 例規そのもの(の趣旨) ですか。

(幹事／木村総務課長)

申し訳ないですが、所管が違うので。公文書管理条例につきましても、前回でしょうか、前々回お話ししたとおりで、検討調査を進めている段階で、前回も申し上げたのですけれども、たしか政令市で作ったところは大阪市と札幌市だと思います。制定しないとはっきり言っているところも、たしか京都市と神戸市とあって、あとは検討中という状況で、新潟市も検討調査中という段階でございます。

(小野委員)

そのような状況を伺っているというだけで、具体的な準備、いわゆる文言だとか、あるいは作ると。体制、案等を決めているというわけではないということなのですね。様子眺めということなのですね。

(本間委員長)

それは、1の後でも言及しなければならぬかもしれませんが、1の基本計画策定の趣旨のところ、今のところ小野委員から市民の持つ資料請求権というのでしょうか、情報請求権と言うのでしょうか。そういうものももう少し強調したほうがいいのではないかという意見がありました。それから、「かつてないまち」という部分については、新潟市自治基本条例の中の一つの強調の用語です。これをそのまま出すのは文書上、違和感があるとか、あるいはまた、基本条例ではこのように目指しているから、少し添えれば、これでいいのではないかというような意見が、今、出ているわけですが、もう少し1のところを進めましょう。伊藤委員、何かあるのでしょうか。前回、ご発言があって、それを参酌して、修正したというようなお話もありますが。

(伊藤委員)

私としては、私の意見を入れていただいた形でできておりますし、今、お二人の委員の方の意見ですけれども、2ページの5行目というのは、新潟市自治基本条例に書いてあって、新潟市はこういうことを目指していますというだけの話であって、これはこれでいいのではないかと思います。さらに利用請求権云々の話ですけれども、公文書管理条例の検討を進めているということで、それを受けて説明責任を果たす場が必要だというように思っているの、私はこれでよろしいのではないかと思います。しいて言うなら、表現の仕方が面倒になると思いますけれども、公文書管理条例のほうを重視するというのであれば、公文書管理条例の説明責任のほうを前に出して、その後サービスを提供するというように入れ替えたほうがいいのかという気がします。ただそうすると一番最後の締めが難しくなってくるので、結果として、私はこれでよろしいかと。

(本間委員長)

小野委員、先ほど言ったご意見ですが、これをこの文案の中で強調するとすれば、どういう文書をどこで挿入するという案を今、お持ちですか。

(小野委員)

私は、やはりアカウントビリティーの方が前段にあってもいいのではないかということと、現用、非現用にかかわらず、公文書の利用請求権が市民に付与されているということを高らかに格調高く。それからいわゆる13市町村の編入合併の時の政策マニフェストの中で、日本一開かれた情報公開という主政策を盛り込んでありましたので、市の方針として、情報公開をもう少し大前提の主政策として

謳ってもいいのではないかというニュアンスです。ですから、最初の第1文節の次あたりに。

(本間委員長)

第1文節は1ページですか。

(小野委員)

1ページのほうですね。新潟市情報公開条例に基づき、市が保有する公文書の公開の推進を図っていったというあたりしか、公文書の公開の推進ということが（言われておらず）、弱くなっているという意味です。

(本間委員長)

その後に基本原則的なものを少し挿入したほうが良いということですか。

(小野委員)

はい。つまりその次の文節では、もうすでに保存期間が満了した歴史的な価値があると認められるものは歴史文化課にと、非現用の文書ということになってくるのですけれども、これは市民が読んだときには理解しづらいところもあるのではないかと思います。具体的にこれでは足りないという意味ではありません。

(本間委員長)

分かりました。それでは、時間の制約もありますから、そういうご意見があったと。ご意見そのものは別に異論ないわけですが、基本計画策定の趣旨の中に今のような事例的な面も入れることが適当であるかどうか。そして、理念を否定するわけではないですが、適当であるかどうか。ここは、新潟市文書館の整備計画ということに限定された策定の趣旨だから、それをどう入れるか、あるいは入れないか。あるいはどうするかという問題だと思います。そこで、これをやっておりますと半日くらいかかる理念上の問題ですから、ここはそういうご意見があったということで、事務局のほうで少し検討していただきたいと思います。趣旨の問題で、これについて、これはおかしいという問題ではないのです。理念的には、小野さんの言ったことは至極真っ当なのです。ところが、この計画案の中でどう挿入するかというと、長谷川さんも言われたように、なかなか難しい問題があるということですから、ご検討いただいて、判断していただきたいということです。

(伊藤委員)

字句の問題、1ページの10行目、一方の後に「、」を入れてください。

(本間委員長)

それではまた後の特に3あたりと関連するかもしれませんので、また反復して議論していただきたいと思います。

それでは、2の基本計画の位置づけです。これはいかがでしょうか。新潟市が、すでにいろいろ出している計画、あるいは規定、条例、あるいは国の法律というものを背景にして、この基本計画があるのだということですが、この2について何かご意見ありますか。もっとこういうものもあるではないか。こういう計画もあるではないかということはございますか。ございませんか。それでは、2については、法制的な問題でもありますので、ご異論ないというところがございますね。

それでは、次に、新潟市文書館の基本理念です。これは1を受けて3というものがあるわけですが、これにつきまして、一つずつ区切ってやってもあまり意味がありませんから、2ページから6ページまで、それぞれの部分をご指摘していただいて、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。事前にお読みになっていると思いますが、何かありましたら。杉本委員いかがですか。

(杉本委員)

つまらない問題でよろしいですか。5ページの新潟市の文書館という図（図3「新潟市文書館の活動イメージ」）がございませけれども、その左側の丸の最後に収集という言葉がありますが、この言葉

の意味はどういうことなのでしょう。

(事務局／長谷川)

収集と言っても、これは積極的に資料を集めるという意味ではありません。前回の会議のときにも申し上げたとおり、例えば、地域で資料を持ちきれなくなった場合に、文書館のほうでそういった資料を引き受けていく。資料保存機関が資料を受け入れることを示す言葉として、「収集・保存」という言い方をします。

(杉本委員)

これはもう何回も聞いて、またかとうんざりされると思いますけれども、前に古文書などは持っている方がそのまま（持っているの）が一番いいとおっしゃったのですが、確かにプライバシーの問題もありますけれども、どこにどういうものがあるかというものを調査する意味も含めて、私は、収集というものの中にある程度、積極的に資料の発掘も含めて欲しい。文書館は、ただあるものを見せればいい、あるものを保存していけばいいというのではなくて、積極的に地域の中でどういう位置づけをするのか。

(事務局／長谷川)

事業として所在確認調査も行っています。これは当然のことながら、資料の収集・保存活動の中に入っています。

(杉本委員)

そのようになればいいのですけれども。

(事務局／長谷川)

局部的にこの言葉はどういう意味だと言われれば、そういう説明をせざるを得ない。機能の問題としては、重々承知しております。

(杉本委員)

今後、そういう体制を作っていくということですね。

(事務局／長谷川)

所在調査に関しては、現在も計画的にやっていますが、なかなか手を広げて全部一気にさあやりますよというわけにはいかないところがあります。けれども、手順を追いながら進めております。

(杉本委員)

というのは、(私の出身地である旧)浦川原村(現上越市)の丸田さんという方の(古文書)資料を民間の方が読み解いている。(私は行政が全部やるということは難しいと思うが)新潟市もこのように地域との結びつきということで、古文書の発掘に力を入れているということが読み取りづらかったもので、あえて質問させていただきました。

(本間委員長)

収集という意味に、もう少し積極的に情報収集してというような…。

(杉本委員)

おっしゃるとおりです。

(本間委員長)

それは、先ほど言いましたように、資料所在確認調査というような事業の中で。

(杉本委員)

なかなかそれが読み取れなかったと。

(本間委員長)

収集というものを能動的な側面も含めた意味に解釈していただければ、杉本さんのご心配は解消されるのではないかと思います。これはやがて文書館もできるでしょうから、そのときに共通理解とし

て持っていただきたいと思います。

(杉本委員)

これは意見でも質問でもないのですけれども、用語の中で非常にレファレンスとか、メディアとか、ビジュアルとか、ビジョンとかコミュニティという言葉は、ある程度、使い慣れているという言葉で、この中で使われていますけれども、基本的にはそういう日本語があるものについては、日本語をぜひ使用していただきたいと思います。どうしても日本語で表せないものについては、やむを得ませんけれども、日本語で表せるものについては、日本語で表していただければと思います。これは要望です。

(本間委員長)

いろいろそういう要望をする人も世論にはありますよね。いわゆる英語、あるいは外来語が日本語よりも説明しやすいというように、今、日本文化はなっておりますが、それに反発する日本人も少ないのです。したがって、そのあたりは行政として配慮してほしいという気持ちはあると思います。

それから、ほかに2ページから6ページのところ、いかがですか。金森さん、いかがでしょうか。どういう部分でもけっこうですが、何かご意見ありますか。

(金森委員)

もう少し考えさせてください。

(本間委員長)

伊藤委員、文書館の基本理念のいろいろな修正について、何かご意見ございますか。

(伊藤委員)

ありません。

(小野委員)

先ほど申し上げたように、公文書の社会的な役割にプラスして、教育的役割というニュアンスを入れてもいいのではないかと。生涯学習もし、新たな公共を担うべき人材の養成ということも公文書館の一つの役割である。あるいは公文書そのものの利用価値である。これは地域づくり、地域主導、地域主体という視点にもかなっていると思います。

(本間委員長)

今のご発言は、具体的にどのあたりにそういうものを入れるということですか。

(小野委員)

2ページが一番下の「こうした公文書には」から始まり、3ページの3の(1)上の段、1行目「市民にとって…社会的な役割があります」という文章。これが三つの役割①、②、③が果たしているのだと思いますけれども、これは社会的な役割だけではなくて、教育的な役割もあるのが公文書なのだということを申し上げています。

(本間委員長)

教育的役割と言いましたね。

(伊藤委員)

小野委員の言っているのは、文書館の果たす役割になっているのではないですか。今、ここで公文書の役割があるということでしょう。

(小野委員)

そういうことです。

(伊藤委員)

この中に入れるとすれば、基本目標の中のどこかに入る形になるのではないかと。必要性という根本的なところでは、私も疑問ですけれども。

(本間委員長)

基本理念の（１）の２ページ３ページの文書館の必要性については、いろいろ直していただきましたので、これについて異存はないということですが、何かありますか。

（小野委員）

「知的資源」という言葉で内撰されていることであって、後半の活動実態の中で、そういうニュアンスも後でもう一回出てくるわけです。

（本間委員長）

委員の皆さん、基本計画の策定趣旨ですが、具体的に新潟市文書館がどうして必要なのかという必要性です。この（１）については、先回も討議いたしましたし、今回、ご修正いただいて、異論のないところであろうと思います。（１）についてはよろしいですね。それでは、文書館というのはどういう目標を持って動くのかと。これが非常に重要なところだと思います。そこで、この計画の目標では、ア、イ、ウの３点について掲げているわけでありまして。この文書館の基本目標３点につきまして、先ほど、社会的役割云々というようなお話も出ましたけれども、いかがですか。

（伊藤委員）

前には指摘しなかったのですが、国語の表現の問題です。３ページの（２）のイ）で、散逸の恐れのある地域の歴史資料の保存について、その意義を普及・啓発及び支援する活動といったときに、普及・啓発・支援というものが並列になるのではないかと思います。そうすると、その前にあるその意義を普及・啓発・支援するというように受け取られたら、何かおかしくならないかなと。どうしたらいいのか。保存について支援する活動ですよ。そして意義を普及・啓発するということですよ。であれば、普及・啓発及び支援という三つが並列ですよ。私も考えてみたのだけれども、どうしたらいい表現になるのか分からないのですけれども、保存の意義を普及・啓発するということと、保存を支援するという活動というようにして、もしでしたら、長くなるかもしれないけれども、別にして文書立ててやったほうがいいと。

（本間委員長）

一つのセンテンスではなくて。

（伊藤委員）

普及・啓発と支援というものを切り離して表記すると。

（本間委員長）

なるほど、普及・啓発をつながない。

（伊藤委員）

意義を普及・啓発するということと、保存を支援するということ。

（本間委員長）

事務局の長谷川さん、いかがですか。

（事務局／長谷川）

後で直します。すぐにはできませんので、また次回までに。

（本間委員長）

ご検討ください。ほかに。

（杉本委員）

蒸し返すようですが、先ほどの「かつてないまちづくり」というのは、確かに聞きするとこのような下敷きがあつてということは分かりました。此処の文章だけ見ると、唐突なものですから、読む人により分かりやすくという点で考慮していただければと思います。

（本間委員長）

それでは、文書館の基本目標についていかがでしょうか。かつては、保存して、公開して、普及す

るというのは強調されるのですが、ここではそれとともに、公開するというものは、市がやっている行政情報の説明責任を具現化するという、非常に新しい考え方だなどと思っておりまして、適切な流れ方ではないかと思うのですが、いかがですか。金森委員、先ほど、お考えのうえということで、何か。

(金森委員)

異議ありません。理念に異議はないのです。私の興味があることは具体的にどうなるかということなので。

(本間委員長)

では、次の3あたりが、非常に興味があるところかと思います。

(伊藤委員)

字句の問題で3ページ、ア)の文書の3行目、「現在および」がひらがなになっていますが、漢字「及び」と統一してください。

(本間委員長)

分かりました。それでは、文書館の基本目標については、先回もいろいろご意見を頂戴して、骨組み的にも異論のないところであろうかと思います。若干、修正していただいたということでございますが、歴史公文書の保存・活用による行政情報の共有化と説明責任の具現と。この部分は、おそらく市民にとっては、なかなか新しい見解だなど受けられると思います。そのあたりの文書もこれだけっこうかと思えますけれども、担当の事務局でさらに掘り下げていただきたいと思えます。基本的には、これで大変けっこうだということでございますので、次に行きたいと思えます。

それでは、文書館の基本機能です。ア)、イ)、ウ)、エ)と4点ございます。これはいかがでございますか。先ほど、収集という意味についてご質問がございましたが、これは収集という意味に、もう少し積極的な意味も含めるということでご理解いただいたと思えます。それでは、3のほうはいかがでしょうか。ご意見ございますか。金森さん、何かありませんか。

(金森委員)

いいことが書いてあるなと思って読んでおりましたが、具体的にはどうなるのだろうということですよ。

(本間委員長)

具体的な場合、どうなるか、非常に分かりにくい、不安だということですか。

(金森委員)

あまりもっともらしくいいことばかり書いてあるから、みんなそのとおりのことですよ。

(本間委員長)

前にも金森委員からはご発言があったかと思いますが、金森さんの今、やっている研究といいますかお仕事から、文書館というものに何を望むか、あるいは文書館はどうあるべきかというお考えがあると思いますが、何かご意見ありますか。

(金森委員)

何か新潟について調べようと思った人が、まずどこに行けばいいのかということ。今、新しくできる市の文書館と県立の文書館、あとは歴史文化課・みなとぴあに行ってもいいのですが、まず最初にどこに行けばいいのか。そこにいい司書がいるかどうか。要するにレファレンスの充実ですよ。やはりいくら目録を作ってもらっても、私などはすぐ見つけ出せないです。だから、やはり人だという感じはするのです。

(事務局／長谷川)

使い方ということでしょうね。そこまで丁寧に対応する専門職員が必要だという話ですね。

(金森委員)

そうです。それがあれば、ほとんどいらぬといひますか、私については、あとは自分の努力のみということだ。

(本間委員長)

こういう立派な基本計画、あるいは基本機能というものは必要なのですが、こういうことを調べたという人が、(どうしてよいかわからない) すき間の部分に、何かもう少し手助けを文書館にしてもらいたいというご意見だと思ひます。おそらく準備されている皆さんは、そういうことを常に念頭に置いて計画しているのだと思ひます。

それでは、あともう一つ議題がありますので、3の文書館の基本機能については、また次の議題とも関係がありますので、これはこれでご了解いただけますか。

それでは、次に今日の第2の議題です。「新潟市文書館(仮称)の施設と運営」及び「新潟市文書館整備の推進に当って」です。ご説明いただけますか。

**新潟市文書館(仮称)の施設と運営 及び
「新潟市文書館」整備の推進に当って について**

(事務局/長谷川)

それでは、新潟市文書館の施設と運営ということだ、ご説明させていただきます。(文書館で)どのようなことをやるかとするれば、どのような施設でどういうことをやるかという話に必然的になります。ただ、(施設の)場所が決まっているとかというわけではないので、具体的なことは申し上げられないのですけれども、もし文書館ができた場合、新潟市が文書館を作っていく場合に、どういったことが必要なのかという観点から、この計画案を立ててみました。

まず、施設のあり方というところだ。歴史公文書及び地域の歴史資料(古文書等)を将来にわたって、適切かつ安全に管理できるように耐火・耐震性を持ち、温湿度管理が可能で、セキュリティを確保できる災害等に強い建物とします。

また、バリアフリーの充実やわかりやすい案内表示など、利用者が利用しやすく、職員が円滑な管理・運営ができる機能的な施設の構造や設備を配備します。

文書館では、資料保存機能の役割を果たすため、年々増加が見込まれる歴史公文書及び地域の歴史資料(古文書等)の収蔵資料の量に対応できる規模を確保する必要があります。

施設は交通の便がよく、市民の利用しやすい場所に設置します。また、昨今の災害状況から津波や水害による浸水等の被害についても考慮します。なお、施設整備にあたっては、基本的な考え方としては、既存施設の有効活用を考えています、ということだ。

施設構成についてということだ、文書館の中にどういった施設があるのかということをもう少し具体的にイメージしていただくために、A4の表の参考資料「文書館の施設・整備」というものがついていると思ひます。これを併せて、施設構成についてご説明申し上げます。

施設構成について、文書館の機能を果たすため、必要となる施設としては、以下のものを想定しています。以下、機能は3の基本機能で述べた機能に沿った形で、施設の説明をさせていただきます。

ア)として、資料保存機能。歴史公文書及び地域の歴史資料(古文書等)を収納する収蔵庫、この表で言ひますと下の方に歴史文書・地図類の収蔵ということだ、収蔵庫があります。それから、貴重資料や低湿・低温で保存すべき写真関係資料等を収納する特別収蔵庫、これらの資料を受け入れる作業を行うための搬入荷解室・くん蒸室、それから歴史公文書も電子文書で保存されていくものが出てまいります。閲覧機能では、必ずデジタルデータ等を扱っていくことになります。そのためには、データを蓄積するサーバーを設置する情報処理室等が必要になります。災害等を考えますと、新潟は津

波や水害などに弱いからです、収蔵庫等は2階以上にあることが望ましいということになります。

それから、イ)として調査研究機能。歴史公文書及び地域の歴史資料等の整備や調査を行うための整理作業室、同じくその整備に伴う写真撮影等を行う部屋が必要です。

ウ)として情報発信機能。文書館の施設の「顔」となるエントランスホールみたいなものが必要になります。そのため基本機能のところでも申し上げたような、文書館のガイダンス機能を含む、メディア資料を活用した情報発信の場所にしていけることができると考えています。それから、文書館の調査研究成果を講座や展示で市民に公表する講座・展示室というものを考えています。これは新しい考え方でして、基本的には講座室を作るのですけれども、そこの一角に展示用のウォールケースを常設的に設けておいて、例えば常設的な展示であるとか、あるいは講座と関連する展示などができそうな形にしたい。文書館は「もの(資料)」を持っていますので、それを見たいという声に対応できるようにしたいと考えています。

エ)として歴史資料の公開・提供機能。文書館の重要な機能の一つです。市民の利用窓口となる閲覧室、レファレンスに対応したり、資料公開に供するための図書、あるいは複製簿冊等を収納する書庫が必要になります。

そのほかに事務室・倉庫・機械室、昨今の希望として軽い食事のできる場所も欲しいという話もありますので、そういったコーナーも考えておきます。全体としては、これは概算で2,000平米くらい必要になるかと思えます。根拠として参考にしたところは、同じ資料保存機関として実際に運用している博物館、みなとびあです。諸室の検討については3回目の整備検討委員会出ていますけれども、それをさらに具体的に提案しました。

文書館の基本的な閲覧対応として閲覧者にその場で資料を提供する必要がある資料としては、歴史文化課と本町資料庫にある資料、それから横越の公文書センターの公図類だと思えます。3回目の整備検討委員会の案では、味方・小須戸・岩室の長期保存文書の分を含めて全体で2,000平米と言っていたと思いますが、(提供必要条件)資料を持った上でさらに必要な諸室を考えると、実際上は(文書館施設本体だけで)これくらい必要になる。そして写真資料などは、これからはネガやフィルムなどを実物で保存していく必要がありますので、そのための低湿・低温の収蔵庫が必要です。つまり、文書館が文書館としてあるべき機能は持つべきだろうということです。ただ、これはあくまでも机上の話ですので、実際の話としてどうなるかは、現在では分かりません。

(3)の管理運営体制。文書館の設置と管理運営に関する事項について「(仮称)新潟市文書館条例」を制定するほか、関連規則の整備を進めます。組織・体制・開館時間・休館日等は、市民が利用しやすいように別途定めます。いわゆる設置条例を定めるということと、当然のことですが、市民が利用しやすいように、土日開館ということ念頭に置くべきだろうということです。

文書館には館長・専門職員のほか、必要な職員を置きます。専門職員においては、現段階では公文書館法において、明確な資格の制度化はなされておりません。本市文書館では、歴史公文書も地域の歴史資料(古文書等)も、さらにメディア資料(写真・映像等)なども管理対象になります。そのため、専門職員には資料の保存管理、歴史に関する専門的な知識・技術のほか、行政機構や公文書管理への幅広い知識が求められます。ゆえに本市の文書館では、時代や種別を問わず歴史資料の取り扱いに習熟している(ここでは仮に)文書専門員と、公文書の取り扱い等行政における様々な業務経験のある職員が、文書館の専門職員としてバランス良く配置されることが適切であると考えています。

(4)運営協議機関ということで、文書館の適切な運営を確保するため、また、公正で市民に開かれた施設運営を行っていくため、必要に応じて庁内外の有識者からなる附属機関を設置し、他との連携を密にします。具体的には、イメージとしては、運営協議会と、公文書を扱うことになりますので、公開利用基準に基づく利用請求に関する審査会のようなものが、これに該当すると考えています。

(5) 類似機関との役割分担と連携。新潟市内には文書館と類似した資料保存機関として、博物館・資料館や図書館等の施設があります。これらの各施設で所蔵されている資料は、その地域の歴史に根差したものであるため、文書館の設置に伴う地域の歴史資料(古文書等)の移管は原則として行わず、それぞれの施設で管理するものとします。そのうち、文書館において利用が見込まれるものについては複製し、市民の利用に供します。しかし各施設で収蔵管理が困難なもの、不要となったもののうち歴史資料として引き継ぐべきと判断したものについては、文書館に移管し保存・活用していきます。

なお、市民へのよりよい歴史情報の提供やレファレンスサービスを展開するためには、各館が持っている特に地域の歴史資料・歴史情報の共有化と活用が必要です。そのために文書館は、博物館・資料館、図書館等市内の資料保存機関とネットワークを形成し、レファレンスの知識や技術・資料保存技術・災害対応などで連携していきたいと思えます。

(6) 公文書の管理と条例及び諸規程との関係。歴史公文書を文書館に移管し、利用する仕組みを「新潟市情報公開条例」「新潟市個人情報保護条例」「新潟市文書規程」等との整合性を勘案して構築していきます。次に、それとともに「新潟市における「公文書管理条例」についての制定を推進していきます」は、「公文書管理条例についての検討調査を進めていきます」に変えさせていただきます。

5もいつてよろしいですか。

(本間委員長)

そうですね。それでは、少し簡単にご説明してください。要点だけお願いします。

(事務局／長谷川)

「5、整備の推進にあたって」ということでまとめの部分です。現在、本市では文化観光・スポーツ部歴史文化課が、平成13年より「新潟市歴史的文書等利用要綱」に基づいて、所蔵する資料の閲覧・公開を行っています。同課は引き継ぎ・移管された歴史公文書の管理、地域の歴史資料の保存・調査、市域の歴史研究に基づいた講座の開催などによる市民への成果還元など、文書館の機能に類似した業務を行っています。歴史文化課は文書館の設置に向けて、文書館の運営能力の向上に資する段階的な取り組みを進めていきます。

また、「文書館」整備にあたっては、公文書分野では、現用文書段階から歴史公文書に至る公文書管理体制を充実させる必要があります。そのためには、公文書の作成から廃棄に携わる市職員の公文書管理に対する意識と能力の向上が必要です。

本市では、全庁の公文書を所管している総務部総務課と歴史公文書を収蔵する歴史文化課が協力して、保存年限満了後の文書の移管や、長期保存文書の管理などを行っております。今後両課は、公文書管理条例の制定・市職員の公文書管理意識の啓発・市民に向けた公文書の重要性の周知活動などで連携・協働しながら、「新潟市文書館」の設置への機運を高めていきます、ということです。

(本間委員長)

ありがとうございました。これから市で具体化される「新潟市文書館の施設と運営」です。これはまだ非常に希望的観測と申しますか、あるいは理念的、理想的な側面もありますが、現段階で来たるべき新潟市文書館はこういうものにしたいという現段階での計画でございませう。このことについて、何かこういう側面も入れたほうがいい、あるいはまたこういう考え方があつてはないかと、いろいろご意見があつたらうかと思つてますが、一括してご意見をいただきたいと思つてます。委員の皆さんはいかがでしょうか。

(金森委員)

閲覧室のことなのですが、いろいろ設備があつてよさそうなのですが、私は、古文書が読めないものから、読める人と一緒に行くと思つてます。そうしたら、この閲覧室で、ちょこちょこ話をすると思つてます。ほかの人に迷惑になつてしまつてはないかと。うるさいとか、そういう少し隔離

したような部屋などは必要ないものですか。 私だけならけっこうですが…。

(事務局／長谷川)

それだけ熱心に古文書をご覧になりたいということであれば、それに対してサービスも考えていかなくてはいけないかもしれませんね。

(本間委員長)

同じ閲覧でも文書館の閲覧というのは、図書館と違うのですよ。図書館は、一生懸命読んでいるのに、隣でしゃべれば迷惑だと思うのです。文書館は満員のときもありますけれども、そうでないときもある。そうしますと、そちらで写真を一生懸命（見ていると）、これはどういうものだとか、これはどうですかと話している人もいます。それは程度によりますけれども、それが他の人が迷惑だというケースは、私はあまり聞きませんね。これは文書館の性格だと思うのです。文書館は毎日閲覧室を満員にしなければならないということになると、文書館業務の推進には、少し問題がありますよね。だからご心配はないと思いますが、せっかく新しいものを作るわけですからね、既存の弱点を克服してよく言えば、共同討議ができるような閲覧室の配置は必要かもしれませんね。

(金森委員)

今、県立図書館にある共同研修室は、私は便利に使っておりますけれども、そこだとみんなで大きな声でいろいろなことを話せるので、非常にいいなと思っていました。でも、金がかかりますよね。

(本間委員長)

それは一つ検討してといたしますか。それは予算と相談しながら考えていただくということで。

(事務局／長谷川)

本来違う目的なのですけれども、貴重図書等を特別閲覧という形で公開するために、閲覧室の中の一角を仕切ったスペースを持っている文書館・博物館等があります。そうしたものをもう少し応用的に考えて、楽しく古文書が読める「共同閲覧室」というような新しい発想は、今後にも必要になるかもしれませんので、ぜひ検討させていただきたいと思います。

(本間委員長)

ではほかの委員の方、何かご意見ご質問ありますでしょうか。杉本さん、いかがですか。

(杉本委員)

歴史資料の中に説明がありますけれども、例えば、ある時できた資料についての裏側の資料といいますか、部外秘資料とか、例えば市長公室の交際費とか、そういった資料については、そこ（文書館）の中に入りますか。

(本間委員長)

今のご質問はお分かりかと思いますが、資料の開示の内容ですよね。何でも出すというわけにはいかない。そうすると、目録に公開、非公開、要検討というようなことがあるようですが、そういうことですか。

(杉本委員)

そうです。マル秘でも、例えば外務省の場合 50 年たったらみんな出しますよとか、市長がこういうことを言ってこういう指示を出したとか、そういったものも公開しなくても、一応その文書館の中に入れるのか、それはもう破棄するのか、実際の該当課としては出したいのだけれども、次の倉庫に移すという場合は残しておかなければいけないから、文書規程で必ず持ち込めよとか、そういうことをお聞きしたい。

(本間委員長)

今のお話、私は新潟市も県の文書規程も見ていますけれども、これが歴史的文書を引き渡すときに、原課はこれは向こうにやるとまずいぞとか、これは押さえるとか、そういう原則はないと思うのです。

基本的には都合が悪いから引き渡さないということはない。渡したものは今度は一定の権限と一定の見識を持った、ある程度の信頼を与えられている、今で言えば歴史文化課、新潟県では文書館の職員がこれを残すか、残さないかということを決める。文書の中のプライバシーの問題については、より客観的に文書館の職員がやるということですから、杉本さんのご心配というのは、私はないような気がします。いかがですか。そのように解釈していいのではないですか。

(杉本委員)

いいですけども、ただ原則として、そういうものは原課で判断してしまうと歴史に埋まってしまふものですから、基本的には(文書館のような)組織に渡すのですよという規則がないとその辺が…。

(本間委員長)

今日、総務課長さんもいらっしゃいますけれども、新潟市もこれは出すとおかしい、困るということはないと思います。文書規程はそういったことは言うておりません。したがって、今度できる文書館は、そういうことをシビアに、市民に適切な資料を見せるのだということでご案内いただいて…。

少し言わせてください。私は新潟県文書館などをやったときに少し携わったのですが、そのころ非常に先進的な関東地方のある県に行きましたら、腕章をつけて抜き打ち的に資料(移管すべき歴史公文書)を持ってきたということがあったのです。今はそういうことをやっていない。なぜならば、その頃は規程がなかったから。今は国も県も条例などで、そういう文書を保存して公開する制度ができていますから、それはご心配ないのではないかと聞かればわかりませんね。

(杉本委員)

厚生労働省なんか、後から出るわ出るわで。

(本間委員長)

ですから、そういうことをやったら必ず後でばれます。必ずばれて市民から糾弾されます。国でも県でも市町村でもばれますから、市町村、あるいは県、国の公務員の方は市民と一体になって、文書の保存を励行するというようにしていただいて、必ず新潟市文書館はそれをシビアにやっていくということが、理論的にはそうなのだと思います。

伊藤先生、いかがですか。今の文書館の施設と運営について、何か言葉が落ちているのではないかとということがあれば。

(伊藤委員)

それはないです。

(本間委員長)

小野さん、何かご注文ありますか。

(小野委員)

既存施設の利用ということで、一覧表のところ教室を収蔵庫にうんぬんとあったので、やはり空いた小学校あたりを目指しているのかなという感じがしました。まだ全然決まっていないことですが、閲覧室10席程度というのは少ないと思います。それから、大型絵図の対応にも閲覧室で対応とありますけれども、やはりそれは別室で、それも畳敷きの部屋があったらいいと思います。

それから、土日開館だけではなくて、7時くらいまでの夜間開館も、市民のより望ましい利用のためには必要ではないかという気がします。喫茶コーナーというのは利便性の高い場所であれば、民間施設で補えるかもしれませんから、やはり交通の利便性の高いところをお願いしたいと思っています。

今の床面積(案については)、歴史文化課の担当のもの以上に長大な書架の収蔵スペースが必要で、さらに中間書庫的な役割を果たす収蔵庫の面積というのは、今の面積以上を確保できるような、既存施設の中でも大型の所が必要です。推進にあたっては、全く異論はありませんけれども、早急に着手してもいいようなことばかりなので、今できることからやってほしいと思います。

専門職員ですが、いわゆるアーキビストの問題も、バランスよい職員配置の中では、雇用の確保の問題もあるでしょう。定数職員、時限つき定数職員、嘱託・非常勤・緊急雇用とか、いろいろ複雑な雇用があるでしょうから、(雇用)形態も今のうちに検討してほしいと思います。この中で、教員籍の扱いなどもどうするのかという気はします。

それから、移管が何もないというようなご説明でしたけれども、やはり協議のうで、中央図書館あたりで3冊複本があるような行政刊行物とか、あるいは和装本だとか歴史資料的なもの、あるいは指定文化財で保存手当のために特別収蔵庫に入れるべきものの移管も、今のうちにやれることではないのかという気はします。

それから、個人情報の審査、それから同和・人権問題の取り扱いに関しては、今も歴史文化課と図書館と博物館で一定の要綱がありますが、そういうことも改訂・見直しも今のうちにさせていただきたいと思います。

(本間委員長)

どうもありがとうございました。

(杉本委員)

委員長にお聞きしますが、新潟市の美術館について、そういった基本的な施設運営について、委員長のご高説を。というのは、館長室とか、例えば、館長室が孤立していたほうがいいのか、ほかの職員と一緒にしておいたほうがいいのかという問題もありますし、ああいう問題を引き起こさないためにも、どういった基本的な運営がなされるべきかと。

(本間委員長)

(新潟市文書館の)施設計画を見ますと、事務局は非常によく調べて努力しております、今までの県内の新潟県立文書館とか、あるいはその他の類似施設にはない新しい面も見られておりますので、これは非常に行き届いた計画だと思います。(新潟市美術館のことについてはわかりませんが)、組織は人を入れるということで、最後は「人」ではないかと思います。

(伊藤委員)

表記の文言で、7ページ、第4段落、施設は交通の便がよくのところで、その下の行、津波や水害による浸水等の被害についても考慮します。何か少し言葉が足りないとも思いますので、加えていただきたいと思います。

それから、少し戻って6ページの5行目、そこで、新たな歴史の記述の方法としてと書いてあって、①、②、③とずっといつて歴史講座の開催などを事業として遂行します。記述の方法として歴史の講座の開催というものが含まれてしまっている。これは情報発信と一緒になっていますよね。だから、新たな歴史記述の方法としてという表現を変えたほうがいいのかと思います。

(本間委員長)

いろいろ委員の皆さんから貴重なご意見を出していただいて、ありがとうございました。

それでは、まだ続けたいのですが、時間もそろそろまいりましたので、これで終わらせていただきます。今日は非常に整理された資料を提供していただきまして、ありがとうございます。

3の今後のスケジュールについて、ということで、次回の会議も含めまして、今後この会がどのようになるのかも含めて、再度ご説明願います。

3 今後のスケジュールについて・その他・閉会

(事務局／拝野室長)

今回、いただいた意見を基に整備基本計画の最終的な修正をさせていただきます、今のところ1月中旬頃、第7回の会議を開催させていただいて、そこで委員の皆さんから最終チェックということをお願いしたいと思います。その後の周知方法等については、今、検討している段階です。

(本間委員長)

では、今ご説明いただいたとおりで、この検討委員会は、第7回が最後ということですか。

(事務局／拝野室長)

はい。

(本間委員長)

第7回は平成25年の1月をめどにして開くと。そして、議題は今日、いろいろご意見をいただいたものをまた勘案、修正して、出していただいて、そしてこれがまとめとしてどうされるのか。どのように使われるかということは、1月の第7回のときにご説明されるということですか。

(事務局／拝野室長)

そうですね。最終的な案、それからそれをどう活用していくか、今後の見通しについてもご報告できればと思います。

(本間委員長)

それでは、そういうことで、よろしくをお願いします。

この際、言い足りなかったということがありましたら、お願いします。どうぞ。

(金森委員)

すみません、交通の便のいいところに作るというのは、車で来るなということですよ。多分、原則として。

(事務局／拝野室長)

基本的には、公共交通機関の発達したところ。車を持たない人でも来やすい場所ということ想定しています。

(金森委員)

そのときに、自転車置き場、バイク置き場をぜひ作ってほしいのですけれども、屋根つきにしてもらえますか。本当に切実なのです。そのくらいであれば大丈夫ですか。

(事務局／拝野室長)

そうですね。整備する際に配慮させていただきたいと思います。

(金森委員)

お願いします。

(本間委員長)

ほかにございませんか。それでは、第7回は平成25年1月に基本的には最終になるということでございます。では、事務局をお願いします。

(司会／事務局・鈴木)

ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、文書館整備検討委員会第6回会議を閉会いたします。お疲れさまでございました。